

環農第1192号

平成21年5月11日

大阪府環境審議会会长 様

大 阪 府 知



環境基本条例に基づく環境総合計画について(諮問)

標記計画の策定にあたり、大阪府環境基本条例（平成6年大阪府条例第5号）第9条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(説明)

大阪府環境基本条例では、第9条において、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長期的な目標及び施策の大綱等を掲げた環境総合計画を策定することとしております。

このため、本府におきましては、貴審議会のご意見をいただき、2025年を見通しつつ、2010年度（平成22年度）までを計画期間とする「大阪21世紀の環境総合計画」を平成14年3月に策定し、「豊かな環境都市・大
阪の実現に向けて、各種施策の総合的かつ計画的な推進に努めている
ところです。

しかしながら、地球温暖化問題をはじめとする環境制約や資源制約による様々な環境問題が、府域や府域を超えて関西、さらには地球規模で引き起こされており、環境関連施策を着実に進めていくためには、府民や企業、民間団体、行政などあらゆる主体が協働して取り組むことがますます重要となっております。

また、昨年12月に策定した「将来ビジョン・大阪」では、環境を主要な柱と位置づけ、次代を担う環境・エネルギー産業が集積した大阪で、関西の各都市と連携した環境の取組みがすすみ、海から山に至るみどりの回廊のある「水とみどり豊かな新エネルギー都市」を掲げており、本ビジョン実現の道筋を具体化していく必要があります。

本府といたしましては、こうした状況や地方分権の流れも踏まえながら、新たな環境総合計画を策定する必要があると考えております。

つきましては、この計画策定にあたり、長期的な目標や施策の展開についての考え方など基本的な事項について、貴審議会の意見を求めるものです。